

医療・看護安全対策委員会情報（2008. 1月号）

「患者の視点に立った、安全・安心で質の高い医療」が
受けられる体制の構築がますます求められています。

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号平成18年6月21日付け交付）により、医療法の一部が改正されました。このうち「医療の安全に関する事項」は19年4月1日から施行されています。

皆様の施設でのとり組み状況は如何でしょうか。再度、点検・確認されることをお勧めいたします。

医療の安全に関する事項

1. 医療の安全を確保するための措置について
2. 医療施設における院内感染の防止について
3. 医薬品の安全管理体制について
4. 医療機器の保守点検・安全使用に関する体制について



各々について指針・委員会・業務・研修・管理責任者の配置等盛り込まれています。

詳細は厚生労働省ホームページや以下をご参照ください。

- 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/dl/070330-1.pdf>

- 医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/dl/070330-3.pdf>

- 「医薬品の安全使用のための業務手順書」作成マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/dl/070330-1.pdf>

❖平成19年度リスクマネージャー交流会の追加募集について❖

毎年開催している『リスクマネージャー交流会』を下記日程にて行います。参加申込み締切が1月10日までとなっておりますが、席に余裕がありますので、追加募集をいたします。少しでも多くの方に参加をいただきますようお願いいたします。

尚、参加ご希望の方は、別紙申込書にて看護協会宛にお申込みください。

日 時：平成20年2月16日（土）13：00～16：30 内 容：①リスクマネージャー活動報告

場 所：ながさき看護センター 3階 研修室A ②グループワーク

対 象：専従または施設内で主として医療安全を ③全体討議

担当している方（各施設2名まで）

締 切：平成20年1月20日（日）まで

※ 参加申込みの際に得た情報は、リスクマネージャー交流会及び医療・看護安全対策委員会の参加資料以外の目的には使用いたしません。